

出席停止の感染症について

◎ 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 出席停止期間についてはあくまでも基準であり、病状によって学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合については、この限りではありません。

◎ 「出席停止」に必要な書類

- ① 病状報告書（下記用紙をダウンロードするか、登校後、担任または保健室にて入手する。）
- ② 医療機関による証明書
（病状報告書を直接医師が記入する場合は、必要はありません。
病状報告書を保護者が記入する場合は、薬袋又は薬の説明書等を添付してください。）

病状報告書

(出席停止にかかわる疾病について)

愛知県立天白高等学校長 様

提出年月日：令和 年 月 日

このことについて、下記のとおり報告します。

生徒氏名	年 組 番 氏名 (男・女)
保護者氏名・印	保護者氏名： ⑩
診断名	インフルエンザ(型)・その他 ()
出席停止期間	令和 年 月 日 曜日から 令和 年 月 日 曜日まで
医療機関名	
	担任印

注意

- 医療機関による証明書について
この病状報告書を直接医師が記入する場合は、必要はありません。
病状報告書を保護者が記入する場合は、薬袋又は薬の説明書等を添付してください。
- ボールペンで記入漏れのないように記入してください。
- 登校可能になりましたら、速やかに担任へ提出してください。